

第442回 町田市建築審査会議事録

日 時 2023年8月21日（月） 午後2時30分～4時40分

場 所 会議室2-1

○事務局 町田市建築審査会条例第4条に「会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。」とありますが、本日は、4名のご出席をいただいておりますので、審査会は成立しております。
なお、本日、町田会長は欠席のため、建築基準法第81条第3項の規定により職務代理者である草薙委員に議事進行を行っていただきますので、よろしく願いいたします。
本日の議案は2件でございます。また、相談案件はございません。
それでは、草薙委員、このあとの議事進行をよろしく願いいたします。

○草薙委員 ただ今から、第442回町田市建築審査会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、大沼委員にお願いいたします。
本日の議案は2件でございますが、そのうち1件が公開案件となっております。まず、本日の審査の流れについて、事務局からお願いします。

○事務局 本日の議案2件のうち、議案第23-8号については、まず現場視察をいたします。視察終了後、午後4時から議案2件の審査を行います。

(現 場 視 察)

(市 庁 舎 帰 庁)

○草薙委員 それでは改めまして、第442回町田市建築審査会の審査を行います。
審査に先立って、傍聴人について、事務局からお願いします。

○事務局 本日の公開案件につきまして、事前に傍聴人の募集を行い、申し込みを受け付けております。

○草薙委員 それでは、1件の公開案件については傍聴人の傍聴を認めることといたします。これにご異議ございませんか。

○委員全員 異議なし。

○草薙委員 ご異議なしと認めます。それでは、傍聴人を入室させてください。

(傍 聴 人 入 室)

○草薙委員 それでは会議を再開します。審議に先立ちまして、事務局から傍聴人の皆様に、注意事項等の説明をお願いします。

○事務局 傍聴人の皆様にお伝えいたします。
本日の案件は全部で2件あり、そのうち1件が公開案件となります。公開案件1件については、本町田後田公園に関連する案件となっています。審議の進め方は、まず特定行政庁から説明を受け、その後に、質疑を行います。質疑が終わりましたら、委員のみで評議を行います。この評議については非公開で行いますので、特定行政庁及び傍聴人につきましては、退室していただきます。評議が終了いたしましたら、その結果をお伝えいたしますが、そちらは公開で行います。
なお、評議の結果については8月23日水曜日に市のホームページで公開する予定であります。
また、本日の審査会の議事録については、概ね1か月後に市のホームページで公開する予定であります。

次に本日の審査資料についてご案内いたします。本日の資料について持ち帰りを希望される場合は、複写料金を頂戴いたします。審査資料につきましても、評議の結果と同様に8月23日水曜日にホームページで公開いたしますので、資料の一部分のみをご希望の方は、ホームページのご利用をお願いいたします。

最後に審査中の注意事項について申し上げます。
町田市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第3条第4項の規定により、会議場での発言、拍手等の行為、また、写真撮影、録画、録音等はできません。
円滑な会議の進行にご協力くださいますようお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○草薙委員 はい、ありがとうございます。只今より、審議に入ります。

それでは、議案第23-8号について、特定行政庁から説明をお願いします。

(資 料 説 明)
(申 請 理 由 書 朗 読)
(調 査 意 見 書 朗 読)

○草薙委員 特定行政庁の説明が終わりました。議案第23-8号につきましてご質問・ご意見ございますか。

○草薙委員 私から一つ良いですか。申請理由の中で、スポーツ広場の利用団体などにヒアリングを行った結果、本施設はスポーツ団体が行う会議や講習会、軽体操などの需要があると判断したということで、公益上やむを得ないという部分にも関係してくるんだけど、具体的にはスポーツ団体というのがどういうところで、そのスポーツ団体が何のために会議室を使うのかっていうのは分かりますか。

○特定行政庁 町田市で登録をしている後田グラウンドを使用するスポーツ団体がいくつかあるのですが、そういうところにまず確認をしております。あとはそれ以外にもスポーツの利用団体から出てきたものとしては、自分たちだけではなく例えば軽体操などで地元の方にも貢献できるのではないかという話があったりとか、あとは地元団体、地元の自治会さんですね、地元の方にもヒアリングを行った結果そういう要望もあったということで、申請者としてはスポーツ団体が使用する会議だったり講習、軽体操などに需要があると判断しております。

○草薙委員 スポーツ団体というのはサッカーとかそういう関係ですか。

○特定行政庁 基本サッカーの関係ですね。

○草薙委員 需要はいいけどどの程度使うんですかね。年に数回とかもうちょっと色々考えられるんですかね。

○特定行政庁 スポーツ環境の充実というところで、事業の実現として「町田市スポーツ推進計画19-28」に「まちとも」と連携した子どものスポーツの場の充実・拡大、あとは大学・企業連携によるスポーツ施設の市民利用拡大というものを位置づけています。なので、ただ単純にサッカーというだけではなくてその他色々なスポーツも利用するような計画となっています。

- 草薙委員 需要が見込まれるということですね。
- 特定行政庁 そういうことになります。
- 真田委員 公聴会におけるご意見と回答で、駐車場の騒音とか夜間照明の話のところで注意喚起や注意看板などを設置して対応しますとありますが、具体的にはどういう注意喚起をする予定なのでしょうか。
- 特定行政庁 主管課の方で意見を確認した時に、音の問題やゴミのポイ捨て、照明の話があったので、そういったものについてはまず注意をするというところから始めていこうということで、その注意喚起としてアイドリングストップやゴミのポイ捨て禁止などの注意看板を設置しようということになります。もしそれで直らないようであればもう一段階上の指示という形で対応していこうと考えているとのことです。
グラウンドの照明の話ですが、もし夜間照明を使用したとしても消灯時間としては午後9時くらいとなっています。また、その前に午後7時から午後9時の間で利用者がいない場合は消灯することになっています。
- 真田委員 駐車場が向かい側のマンションと近かったので車のヘッドライトの話かと思ったのですが、グラウンドの照明の話なのですね。
- 特定行政庁 どちらかと言うとグラウンドの話になります。
路上駐車があったりするので、駐車場を設けることで路上駐車を抑止に繋がるのではないかと主管課の方では考えています。
- 大沼委員 現地を見させていただきまして、図面上で南側にあたる公園化の計画もあるようだと思います。木が今あるグラウンドと駐車場と申請建物のあたりだけだと、日を遮る木陰がなくてスポーツやその他をする上でしんどそうだなと思ったのですが、公園の整備が予定されているということでこれは大変喜ばしいことだと思いました。おおむねどれくらいのスケジュールで進んでいるのでしょうか。企画段階でまだまだ先の話なのでしょうか。
- 特定行政庁 これから計画があることはあって、設計はしているというのは聞いているのですが、具体的なスケジュールは聞いておりません。
- 大沼委員 設計の次に工事だからどう考えても来春ではない、もう2、3年くらいはかかるけど後追いで動くということですね。
- 砂川委員 資料の話で申し訳ないのですが、今回用途変更をする申請建物の写真がな

いのですが。あと、いつ撮ったのか分からないのですが、建物が建つ前の写真ですか。資料を見て審査会が判断することになるので、建物の写真もあった方が良いでしょう。

○大沼委員 おそらく、1番の写真が広く180度撮れていて、一番右側の奥の方に四角い箱があるのが申請建物ですかね。

○砂川委員 これですか。でも、この建物を転用するという趣旨ですからもう少しこの建物が分かるようにしてもらいたいですね。

○特定行政庁 申し訳ありませんでした。

○草薙委員 では写真を追加してもらおうということで、資料の修正をお願いします。

○特定行政庁 修正します。

○草薙委員 他にございませんか。それでは、議案第23-8号の質疑を終了します。

続いて本件に関する評議を行います。

特定行政庁及び傍聴人の方は、退席願います。

(特定行政庁・傍聴人 退室)

(評 議)

(特定行政庁・傍聴人 入室)

○草薙委員 それでは、議案第23-8号についての評議の結果を伝えます。

本件に関しては、公益上やむを得ない施設と認められ、さらに良好な住環境を害する恐れがないと認め同意いたします。

以上をもって、本日の公開案件の審査を終了とします。

引き続き、非公開案件の審査を行いますので、傍聴人の方は退席願います。

(傍 聴 人 退 室)

(非 公 開 案 件 の 審 査)

○草薙委員 以上で本日の案件が全て終わりました。本日の町田市建築審査会を閉会といたします。